

～安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

確かめよう  
最低賃金！



長野労働局発表（6 10）  
令和6年5月31日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 岡田尚人

賃金指導官 荒河美穂

（代表電話）026(223)0555

## 最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を発表します

～最低賃金違反率は17.1%、最低賃金額の不知は21.1%～

長野労働局（局長：三浦 栄一郎）では、最低賃金の履行確保を図るため、毎年1月から4月に県内の9労働基準監督署において、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対し集中的な監督指導を実施しています。

今回、その結果を取りまとめましたので、公表します。

長野労働局では、今回の監督結果等を踏まえ、引き続き、集中的な監督指導の実施や改正された最低賃金額の周知を図ってまいります。

また、賃金の引上げに向け、各種賃金引上げに関する情報の提供のほか、業務改善助成金をはじめとする各種支援制度の活用勧奨を行ってまいります。

### 【ポイント】

#### 1 令和6年の監督指導実施事業場数

334事業場 うち、最低賃金法違反のあったもの 57事業場（全体の17.1%）

（令和5年は、18.2%。 1.1ポイント減少）（別紙 図表1）

違反事業場の最低賃金額以上を支払っていなかった理由（別紙 図表7）

「最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった」

（17事業場、29.8%）

「適用される最賃額を知らなかった」

（12事業場、21.1%）

「賃金を時間額に換算して比較していなかった」

（10事業場、17.5%）

#### 2 監督実施事業場の最低賃金未満の労働者の状況

長野県最低賃金未満者147人のうち

女性が96人（65.3%）（別紙 図表2）

65歳以上が33人（22.4%）（別紙 図表3）

労働者の特性をみると、いわゆる非正規労働者

（パート、アルバイト、契約社員、嘱託）が124人（84.4%）（別紙 図表4）



### 3 監督実施事業場の業種別違反率 (別紙 図表5)

	違反率	(監督実施事業場数)	(違反事業場数)
製造業	23.0%	(61)	(14)
卸・小売業	16.0%	(106)	(17)
生活関連サービス業、娯楽業	18.8%	(48)	(9)
宿泊業、飲食サービス業	13.8%	(58)	(8)

### 4 監督実施事業場の最低賃金の周知効果 (別紙 図表6)

監督を実施した334事業場のうち、

「改訂後の最低賃金額を知っている」

284事業場 (85.0%)

「改訂後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」

44事業場 (13.2%)

「最低賃金が適用されることを知らなかった」

6事業場 (1.8%)

## 【 今後の取り組み 】

#### 1 改定後の最低賃金についての幅広い周知 (別添 資料1)

地方自治体の広報誌・ホームページへの掲載要請

長野駅、駅前広場での周知広報活動

経営者団体、業種別事業者組合等への傘下事業主への周知要請

周知用ポスターデザインコンテストの開催

コンビニエンスストアへのポスター掲示依頼

法令違反事業場に対し次回改訂後の最低賃金額のポスター、リーフレット等の送付

#### 2 最低賃金の履行確保を図るため、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対する監督指導の実施

#### 3 賃金引上げに関する各種情報提供及び「業務改善助成金」その他各種支援措置の周知 (別添 資料2～4)

## 【 資料 】

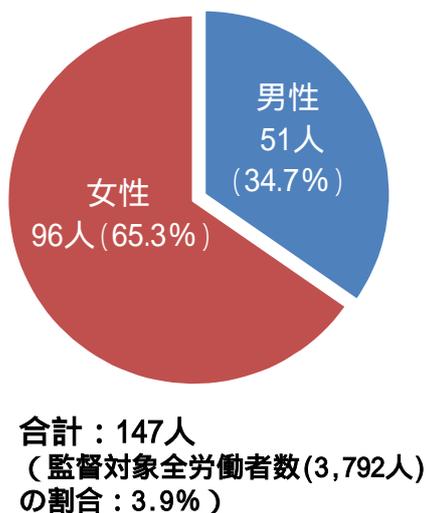
1. 長野県の最低賃金 リーフレット
2. 賃金引上げ特設ページ リーフレット
3. 業務改善助成金リーフレット及び  
長野県上乗せ支給制度リーフレット
4. 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者  
への支援施策リーフレット
5. 最低賃金に係る関係法条文



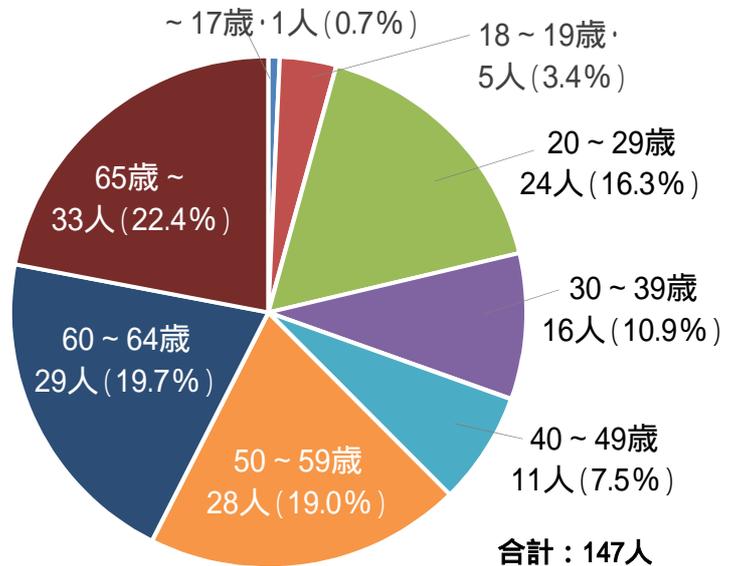
図表1 最低賃金監督実施結果

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
監督実施事業場数	270	277	280	324	334
最賃支払義務違反事業場数	39	28	38	59	57
<b>違反率</b>	<b>14.4%</b>	<b>10.1%</b>	<b>13.6%</b>	<b>18.2%</b>	<b>17.1%</b>
監督実施事業場の労働者数	4,154	3,989	2,946	2,746	3,792
同上のうち最賃未済労働者数	132	83	115	106	147
長野県最低賃金額	848	849	877	908	948
引上額	27	1	28	31	40
改定日	R元.10.4	R2.10.1	R3.10.1	R4.10.1	R5.10.1

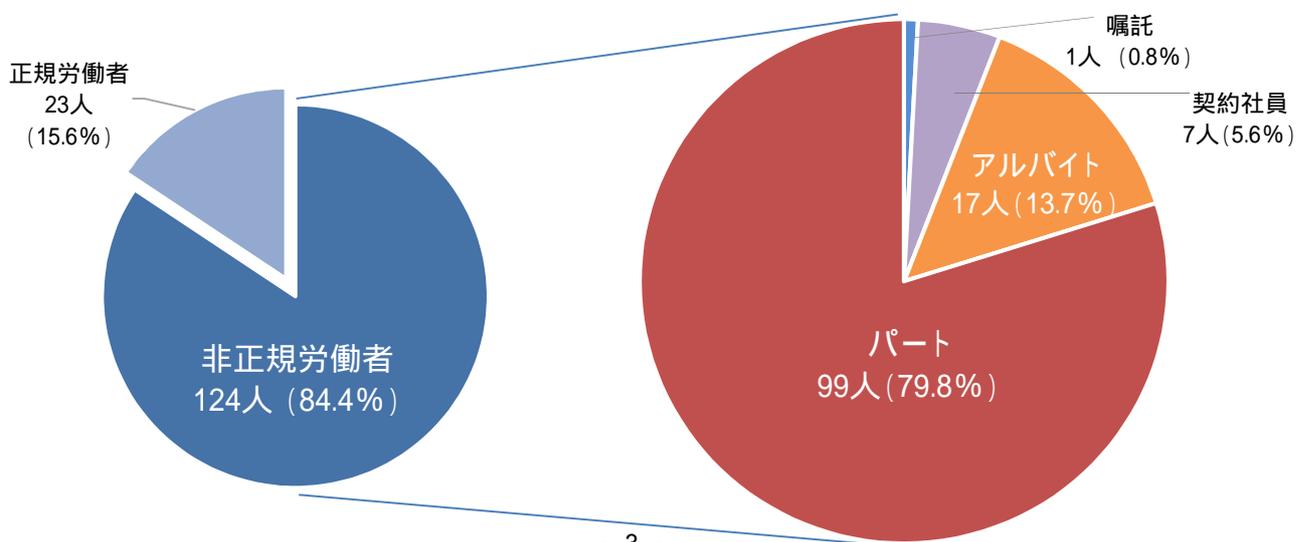
図表2 男女別最低賃金未済の労働者数



図表3 年齢階層別最低賃金未済の労働者数



図表4 最低賃金未済者 勤務形態別内訳



**図表5 監督実施事業場の業種別違反率**

	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率
製造業	61	14	23.0%
卸売業、小売業	106	17	16.0%
生活関連サービス業、娯楽業	48	9	18.8%
宿泊業、飲食サービス業	58	8	13.8%
その他	61	9	14.8%
合 計	334	57	17.1%

**図表6 監督実施事業場の最低賃金に対する認識**

認識	事業場数	割合
改訂後の最低賃金額を知っている	284	85.0%
適用される最低賃金額を知らない	50	15.0%
改訂後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	44	13.2%
最低賃金が適用されることを知らなかった（最低賃金の存在を知らなかった）	6	1.8%

（注）割合は、監督実施事業場数（334）に対する割合（％）である。

**図表7 違反事業場の最低賃額金以上を支払っていなかった理由（複数回答）**

理由	事業場数	割合
最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった。	17	29.8%
適用される最賃額を知らなかった。	12	21.1%
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	10	17.5%
売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった。	5	8.8%
労働者から最賃額未満でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	3	5.3%
高齢者には適用されないと思っていた。	2	3.5%
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	2	3.5%
最低賃金の減額の特例許可の更新申請を怠っていた。	1	1.8%
その他	19	33.3%

（注1）割合は、違反事業数（57）に対する割合（％）である。

（注2）複数回答可のため、事業場数の合計は違反事業数（57）を超え、割合も100%を超える。

# 長野県最低賃金

時間額

# 948 円

令和5年 10月1日から

みんなに知って欲しい最低賃金

飯山市 上松美月さんの作品

計量器等製造業

—最低賃金—



# 983 円

令和5年12月24日発効

はん用機械器具業

—最低賃金—



# 994 円

令和5年12月20日発効

各種商品小売業

—最低賃金—



# 950 円

令和5年12月31日発効

最大600万円を助成

業務改善  
助成金

最大  
600万円  
を助成

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索

長野労働局

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は長野労働局 労働基準部 賃金室（電話026-223-0555）まで

詳しくは、こちら [長野労働局 最低賃金](#) 検索



# 長野県の最低賃金

★ みんなチェック！ 最低賃金 ★

★「長野県最低賃金」(地域別が次のとおり改正されました。)

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。)

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	 <p>★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働く、全ての労働者に適用されます。</p>
<b>長野県最低賃金</b>	円 <b>948</b>	令和5年10月1日 改正前 908円	

★下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。)

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具・時計・同部分品、眼鏡製造業	円 <b>983</b>	令和5年12月24日 改正前 945円	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者  イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶機関製造業	円 <b>994</b>	令和5年12月20日 改正前 956円	ボイラ・原動機製造業、運送用ショベルトラック製造業、織機機械製造業(毛糸手織機製造業を除く)、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。)	円 <b>950</b>	令和5年12月31日 改正前 910円		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	948円	※令和元年12月31日850円。長野県最低賃金額を下回っているため、長野県最低賃金額948円が適用されます。		

※ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

※ 適用除外業種欄は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低賃金が適用されるものがあります。(長野労働局HPにて確認できます。) 適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。

※ 技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

※ 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」を用意しております。詳しくは、[長野労働局ホームページ](#)をご覧ください。

[長野労働局](#)




お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は  
長野労働局 労働基準部 賃金室 (電話026-223-0555)へ

# 賃金引き上げ 特設ページを開設!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

## 賃金引き上げ特設ページのメニュー

### MENU1

賃金引き上げに向けた  
取り組み事例の紹介

### MENU2

地域・業種・職種ごとの  
平均的な賃金検索機能

### MENU3

賃金引き上げに向けた  
政府の支援策の紹介

### PICK UP!

## 地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

### 検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・ 加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



# 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



## CASE 1 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を発揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

- COMPANY PROFILE 企業プロフィール
- 本社所在地：東京都台東区駒形
  - 従業員数：833名(2022年4月現在)



## CASE 2 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組み、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めていた年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

- COMPANY PROFILE 企業プロフィール
- 本社所在地：長野県岡谷市
  - 従業員数：34名(2022年12月現在)



## 主な支援策の紹介

1 業務改善助成金

2 キャリアアップ助成金

3 働き方改革推進支援センター

その他にも  
様々な支援策を  
ご用意

### ▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みは  
こちら



# 令和6年度業務改善助成金のご案内

資料3

## 業務改善助成金とは？

申請期限：令和6年12月27日  
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる)事業場ごとに申請いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円  
→助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円  
(= 600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

9

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

### 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

### 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

### 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例> 事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A: 事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**  
 B: 申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**  
 C: Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**  
 D: 既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



### <事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただ

生産性向上のヒント集  
令和5年3月作成 [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

生産性向上のヒント集  
令和4年3月作成 [PDF形式: 3,12KB] [7.0MB]



**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アンドロイドの食料文庫があったら、発行済のある数値を一定に2倍（両手）分の配膳しかできなかったため、特に繁忙期においてより多くの配膳が必要だった。

**実施経緯** 両例以上の設備や新しい料理の良質な食材を確保し、従業員の負担を軽減できると考え、導入を検討。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を効率化したい(社長)

<導入前>

<導入後>

セルフオーダーシステムや自動決済・在庫・配膳業務を導入している。

配膳効率化が25%以上、配膳に要する人員が8人から4人に減った。

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行きやすくなり、顧客からの良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の自動化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円/時上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

### 生産性向上のヒント集 検索

**事例7** リフト付き福祉車両、電動機付き洗濯機、大容量洗濯機の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には送迎介助はすべて人が行うなければならなかった。また、洗濯機には乾燥機能が付いたものまで取り込んでいたが、乾燥機が壊れたら、洗濯物は乾燥しなかったため、毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車椅子利用者の導入による業務効率化を検討した。

**実施経緯** 送迎介助の負担を軽減し、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、電動機付き洗濯機、大容量洗濯機を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

<導入後>

車椅子利用者の送迎時間短縮と買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が短縮された。

**実施結果** リフト付き福祉車両、電動機付き洗濯機、大容量洗濯機の導入により、車椅子利用者の送迎時間短縮と買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が短縮された。

**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円/時上げた。また、事業場内最低賃金を上げる従業員の声かけの引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

## 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。**
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金 (1,000円→1,050円) が発効される場合

発効日の前日 (9月30日) までに事業場内最低賃金の引き上げ (1,005円→1,050円) を完了 (※)

**対象!**

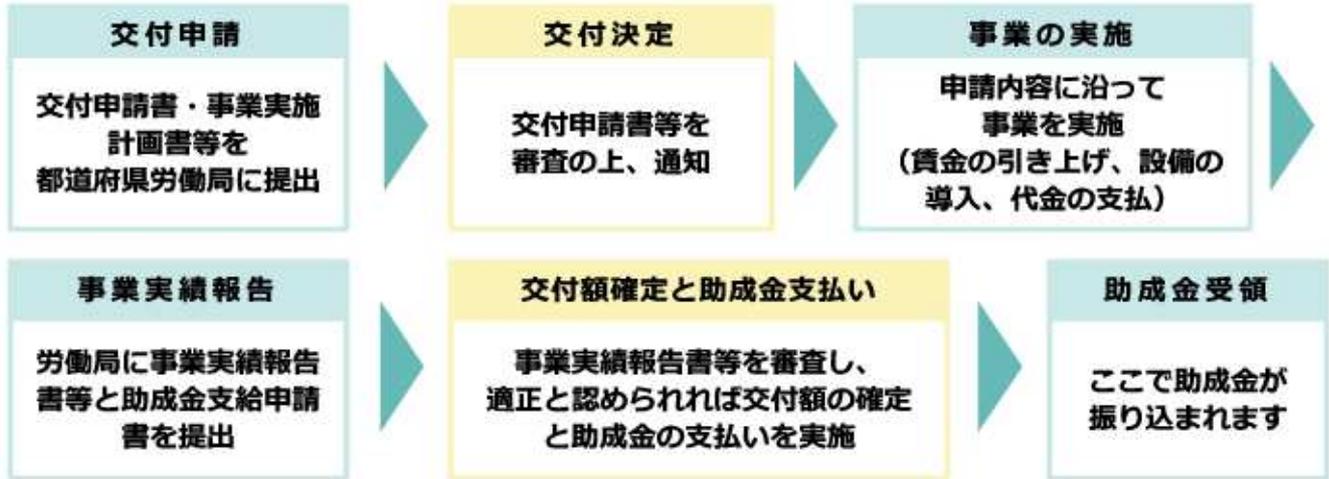
発効日の当日 (10月1日) に事業場内最低賃金の引き上げ (1,005円→1,050円) を実施

**対象外**

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考)働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

# 中小企業・小規模事業者の 賃上げと設備投資を 国と県がサポート!

長野県  
Nagano Prefecture  
長野県賃上げ・  
業務改善支援センター



国からの助成金600万円+長野県の補助金120万円で

**最大 720** 万円の  
補助が受けられます!!

生産性向上に資する  
設備投資等を実施

事業場内最低賃金を  
30円以上引き上げ

業務改善助成金を支給  
(最大**600**万円)

さらに! 長野県内に事業所がある場合…  
国の支給決定額の  
**10分の1**を上乗せ支給

「職場いきいきアドバンスカンパニー」等  
認証制度取得企業は**10分の2**(最大120万円)

## 国の助成金(業務改善助成金)支給条件

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇・賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

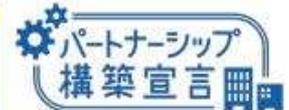
## 県の補助金(長野県中小企業賃上げ・ 生産性向上サポート補助金)支給条件

- ・ 長野県内に事業場があること
- ・ 令和6年1月1日以降に長野労働局に業務改善助成金の交付申請を  
行い、令和7年2月28日までに交付額確定及び支給決定通知を受けていること
- ・ 以下の宣言をいずれも行っていること

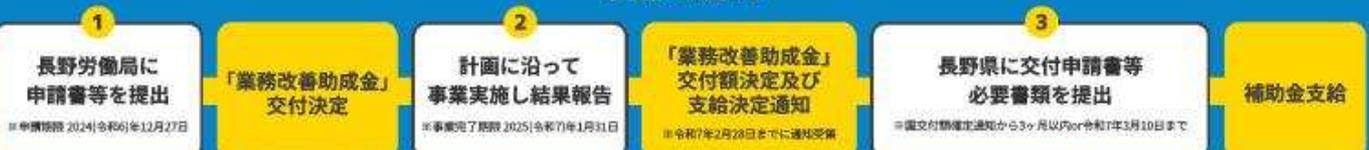
県「社員の子育て応援宣言」

国「パートナーシップ構築宣言」

社員の子育て応援宣言



## 申請の流れ



【注意事項】必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。今後の状況により事業内容変更等の可能性もございますのでご了承ください。

## 中小企業・小規模事業者とは

以下のAまたはBの要件を満たす事業者のことで

	小売業・飲食店など	A 資本金または出資額	B 常時使用する労働者
小売業	小売業・飲食店など	5000万円以下	50人以下
サービス業	物品賃貸業・宿泊業・医療・福祉・複合サービス事業など	5000万円以下	100人以下
卸売業	卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	農業・林業・漁業・建設業・製造業・運輸業・金融業など	3億円以下	300人以下

## 助成上限額について

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

\*10人以上の上乗額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる対象になります。

## 特例事業者とは

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。  
なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられません。

①賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
②物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です

②物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。

※生産性向上に資する設備投資等のうち、  
・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車  
・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課までお尋ねください。

## お問い合わせはこちらから

長野県物価高騰・人手不足対策業務改善事業(Bizサポ)とは、県内企業の人材不足に対応するため、業務改善支援員を配置し、持続的な賃上げや生産性向上を促進する事業です。企業等の訪問による支援、賃上げ・生産性向上研修会開催のほか、県補助金申請まで伴走型支援を行います。どうぞお気軽にお問合せください。

長野県賃上げ・  
業務改善支援センター

Bizサポ

050-2000-7065

長野県賃上げ・業務改善支援センター(長野県Bizサポ)(受付時間 平日 9:30~17:30)

長野市南千歳1-12-7新正和ビル6F、松本市深志2-5-2新信濃ビル4F ※当事業は長野県より委託を受け、アデコ株式会社が開催しています。

✉ ADE.JP.naganobizsapo@jp.adeco.com

🌐 <https://bizsapo-nagano.jp>



最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

資料4

# 最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です  
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

## 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

## キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

## ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

## <業務改善助成金>

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金  
引き上げの計画



設備投資等の計画  
機械設備、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

計画の承認  
と実施

設備投資等の費  
用の一部を助成

### 対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。



別々に  
申請

### 助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※（ ）内は生産性要件を満たした事業場

### 助成対象経費の例

機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

### 助成上限額

※ 一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性があります。（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2～3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4～6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円	450万円
10人以上※	120万円 (130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限区分は特例事業者（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）のみ対象。

※（ ）内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

### 活用例

- ・ 地域別最低賃金が935円
- ・ 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP  
→事業場内最低賃金が940円なので助成率は4/5
- ・ 労働者7人の最低賃金引上げを実施  
→60円コース・7人以上の区分で  
助成上限額は**230万円**



（設備投資費用が300万円の場合…）  
300万円×4/5 = 240万円  
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440



## <キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

### 対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| ① 正社員化コース    | ④ 賃金規定等共通化コース                |
| ② 障害者正社員化コース | ⑤ 賞与・退職金制度導入コース              |
| ③ 賃金規定等改定コース | ⑥ 社会保険適用時処遇改善コース<br>(R5.10～) |

### 支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上5%未満増額改定した場合

5万円

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

### 社会保険適用時処遇改善コースの新設

最低賃金の引き上げに伴い、被用者保険の適用になり手取り収入が減らないよう就業調整をする労働者はいらっしゃいませんか？新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成する仕組みができました。

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

## <ものづくり・商業・サービス補助金>

□事業概要：生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。

□補助上限：最大8,000万円

更に一定の賃上げで、上限額を最大2,000万円引き上げ

□補助率：1/3～2/3

↑現在の公募要領はこちら

□賃上げ加点：給与支給総額を平均6%以上増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。



問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013

## <IT導入補助金>

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

□補助上限：最大450万円

□補助率：1/2～4/5

↑現在の公募要領はこちら

□賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。



問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376

## <働き方改革や経営改善に向けた相談先>

### ①働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

社労士等の労務管理の専門家が  
会社の「働き方改革」や賃金上げを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が会社への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

### ②よろず支援拠点

経営革新支援

経営改善支援

ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。



問合せ先 各都道府県のよろず支援拠点

## <その他：賃金引き上げ特設ページ>

取り組み事例

平均的な賃金検索

政府の支援情報

- ◆ 賃金引き上げの事例を収集し、賃金引き上げに向けた取り組み内容、そのポイントや従業員の声などを写真とともに掲載しています。
- ◆ 都道府県別に、年代別や業種・職種別の平均的な賃金額を検索できます。
- ◆ 賃金引き上げの参考となる各種支援策をとりまとめています。賃金引き上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載しています。



## 最低賃金に係る関係法条文

最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（最低賃金額）

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4項（略）

（最低賃金の減額の特例）

第7条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第4条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受け取る者であつて厚生労働省令で定めるもの
- 四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2項（略）

（地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（特定最低賃金の決定等）

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2・3・4・5項（略）

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

（罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。